

選挙管理委員会定例会次第

日時：令和7年9月1日（月）午前10時00分

場所：朝霞市役所 別館4階 選挙管理委員会室

- 1 開会
- 2 委員長あいさつ
- 3 会議録署名委員の指名
- 4 議題

選挙人名簿関係

議案第51号 選挙人名簿に登録する者を定めることについて

議案第52号 選挙人名簿から抹消することについて

在外選挙人関係

議案第53号 在外選挙人名簿に登録する者を定めることについて

議案第54号 在外選挙人名簿から抹消することについて

選挙管理委員会条例関係

議案第55号 朝霞市議会議員及び朝霞市長の選挙における選挙運動用自動車の使用等の公営に関する条例の一部を改正する条例について

- 5 その他
- 6 閉会

議案第 5 1 号

選挙人名簿に登録する者を定めることについて

公職選挙法第 2 2 条第 1 項の規定により選挙人名簿に登録する者を、次のとおり定めることについて議決を求める。

令和 7 年 9 月 1 日提出

朝霞市選挙管理委員会委員長 細 田 昭 司

男	6 0 8 人
女	6 8 0 人
計	1 , 2 8 8 人

議案第 52 号

選挙人名簿から抹消することについて

次の者は、公職選挙法第 28 条に該当するので選挙人名簿から抹消することについて議決を求める。

令和 7 年 9 月 1 日提出

朝霞市選挙管理委員会委員長 細 田 昭 司

男	1, 006 人
女	750 人
計	1, 756 人

令和7年9月1日定時登録概要について

1. 選挙人名簿への登録について ※年齢登録者については（ ）の内書き

転入 令和7年4月3日～令和7年6月1日《転入届出日》

年齢 平成19年7月22日～平成19年9月2日《生年月日》

男	608 人 (65人)
女	680 人 (69人)
計	1,288 人 (134人)

2. 選挙人名簿からの抹消について ※死亡者については（ ）の内書き

転出等 令和7年3月3日～令和7年4月30日

死亡 令和7年7月3日～令和7年9月1日

男	1,006 人 (113人)
女	750 人 (105人)
計	1,756 人 (218人)

3. 市内転居について

令和7年8月20日まで処理

4. 選挙権を有する者の50分の1の数、6分の1の数及び3分の1の数について

地方自治法	第74条第1項 条例制定改廃	50分の1
地方自治法	第75条第1項 監査請求	50分の1
地方自治法	第76条第1項 議会の解散請求	3分の1
地方自治法	第80条第1項 議員の解職請求	3分の1
地方自治法	第81条第1項 長の解職請求	3分の1
地方自治法	第86条第1項 主要公務員の解職請求	3分の1
市町村の合併の特例に関する法律	第4条第1項 合併協議会の設置請求	50分の1
市町村の合併の特例に関する法律	第4条第11項 合併協議会設置協議の投票請求	6分の1
地方教育行政の組織及び運営に関する法律	第8条第1項 教育委員の解職請求	3分の1
	50分の1の数	2,391人
	6分の1の数	19,924人
	3分の1の数	39,847人

投票区別選挙人名簿登録者数等一覧表

令和7年9月1日現在

投票区	投票所	男	女	計	掲示場数
1	第一小学校	1,930	1,921	3,851	7
2	根岸台市民センター	4,082	4,123	8,205	8
3	内間木公民館	2,349	2,230	4,579	8
4	第四小学校	1,377	1,392	2,769	7
5	第五小学校	3,467	3,548	7,015	8
6	第六小学校	4,271	4,180	8,451	8
7	第一中学校	1,348	1,210	2,558	7
8	東朝霞公民館	3,076	3,157	6,233	8
9	第四中学校	2,115	2,066	4,181	7
10	宮戸市民センター	2,681	2,635	5,316	8
11	志木聖母教会	3,001	3,096	6,097	8
12	浜崎団地集会所	2,848	2,937	5,785	8
13	東朝霞保育園	2,651	2,696	5,347	8
14	栄町保育園	2,666	2,591	5,257	8
15	保健センター	4,066	4,260	8,326	8
16	根岸台保育園	1,962	1,929	3,891	7
17	弁財市民センター	3,018	3,089	6,107	8
18	第七小学校	3,684	3,784	7,468	8
19	膝折団地集会所	1,160	1,062	2,222	7
20	溝沼市民センター	2,813	2,697	5,510	8
21	西朝霞公民館	2,057	2,066	4,123	7
22	膝折市民センター	1,470	1,470	2,940	7
23	朝霞たちばな幼稚園	1,658	1,650	3,308	7
計		59,750	59,789	119,539	175

議案第53号

在外選挙人名簿に登録する者を定めることについて

公職選挙法第30条の6の規定により、在外選挙人名簿に登録する者を次のとおり定めることについて議決を求める。

令和7年9月1日提出

朝霞市選挙管理委員会委員長 細田 昭司

男	2人
女	0人
計	2人

令和7年7月3日から令和7年9月1日まで

在外選挙人名簿登録者一覧表

[illegible]

議案第54号

在外選挙人名簿から抹消することについて

次の者は、公職選挙法第30条の11に該当するので、在外選挙人名簿から抹消することについて議決を求める。

令和7年9月1日提出

朝霞市選挙管理委員会委員長 細田 昭司

男	2人
女	0人
計	2人

令和7年6月3日から令和7年9月1日まで

在外選挙人名簿抹消者一覧表

[illegible]

在外選挙人名簿登録者数

	男	女	計
令和7年7月2日現在 在外選挙人名簿登録者数	56	53	109
登録者数	2	0	2
抹消者数	2	0	2
令和7年9月1日現在 在外選挙人名簿登録者数	56	53	109

在外選挙人名簿登録者数の推移

	登録者数			前回比較増減		
	男	女	計	男	女	計
令和3年9月1日現在	64	56	120	—	—	—
令和3年10月15日現在	63	56	119	△1	0	△1
令和3年12月1日現在	63	55	118	0	△1	△1
令和4年3月1日現在	61	49	110	△2	△6	△8
令和4年6月1日現在	60	54	114	△1	5	4
令和4年6月21日現在	63	54	117	3	0	3
令和4年9月1日現在	59	52	111	△4	△2	△6
令和4年12月1日現在	54	51	105	△5	△1	△6
令和5年3月1日現在	53	50	103	△1	△1	△2
令和5年6月1日現在	51	51	102	△2	1	△1
令和5年7月3日現在	50	50	100	△1	△1	△2
令和5年7月19日現在	51	51	102	1	1	2
令和5年9月1日現在	50	51	101	△1	0	△1
令和5年10月30日現在	47	51	98	△3	0	△3
令和5年11月25日現在	48	52	100	1	1	2
令和5年12月1日現在	49	53	102	1	1	2
令和6年3月1日現在	49	54	103	0	1	1
令和6年6月1日現在	49	54	103	0	0	0
令和6年7月9日現在	50	54	104	1	0	1
令和6年8月7日現在	51	55	106	1	1	2
令和6年9月1日現在	51	56	107	0	1	1
令和6年10月9日現在	50	54	104	△1	△2	△3
令和6年10月14日現在	52	55	107	2	1	3
令和6年12月2日現在	50	51	101	△2	△4	△6
令和7年3月1日現在	51	51	102	1	0	1
令和7年6月1日現在	52	51	103	2	0	2
令和7年7月2日現在	56	53	109	5	2	7
令和7年9月1日現在	56	53	109	0	0	0

近隣市の状況

令和7年6月1日現在

	男	女	計
朝霞市	52	51	103
志木市	36	44	80
和光市	62	74	136
新座市	69	78	147

議案第 55 号

朝霞市議会議員及び朝霞市長の選挙における選挙運動用自動車の使用等の公営に関する条例の一部を改正する条例（案）

朝霞市議会議員及び朝霞市長の選挙における選挙運動用自動車の使用等の公営に関する条例の一部を改正する条例について次のとおり議決を求める。

令和 7 年 9 月 1 日提出

朝霞市選挙管理委員会委員長 細田 昭司

朝霞市議会議員及び朝霞市長の選挙における選挙運動用自動車の使用等の公営に関する条例（平成 5 年朝霞市条例第 13 号）の一部を次のように改正する。

第 9 条及び第 10 条中「7 円 73 銭」を「8 円 38 銭」に改める。

第 13 条中「405 円 99 銭」を「586 円 88 銭」に、「23 万 7,188 円」を「31 万 6,250 円」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和 8 年 1 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の朝霞市議会議員及び朝霞市長の選挙における選挙運動用自動車の使用等の公営に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後その期日を告示される選挙から適用する。

朝霞市議会議員及び朝霞市長の選挙における選挙運動用自動車の使用等の公営に関する条例の一部を改正する条例（案）

1 改正の趣旨

令和7年6月に公職選挙法施行令が改正され、国の選挙における選挙運動の公費負担の限度額が改定されました。

これに伴い、市議会議員及び市長の選挙における選挙運動費用の公費負担の限度額を、国の選挙に準じて改定するものです。

2 改正の内容

ア 選挙運動用ビラの作成

区分	改正単価	現行単価
1枚当たり	8円38銭	7円73銭

イ 選挙運動用ポスターの作成

区分	改正単価	現行単価
作成単価（1枚当たり）	586円88銭	405円99銭
企画費	316,250円	237,188円

※従前は、衆議院選挙（小選挙区）、参議院選挙（選挙区）、県知事選挙は、長さ42cm、幅30cmに加えて、幅10cmまでの個人演説会告知用ポスターを合わせて作成できると規定されておりました。一方、県議、市長及び市議の選挙の選挙運動用ポスターの大きさは、長さ42cm、幅30cmまでと規定（公選法第144条第4項）されておりました。

そのため、市長及び市議のポスターは国等のポスターの面積の4分の3の大きさとなることから、規格費及び作成単価を公職選挙法施行令が定める額の4分の3を乗じた額としていたところでした。

これが、公職選挙法改正（令和8年1月1日施行）により、個人演説会告知の有無にかかわらず、全ての選挙において長さ42cm、40cmまでと統一されることから、4分の3を乗ずることなく国の選挙における公費負担額に合わせることにするものです。

3 施行期日等

令和8年1月1日から施行します。

改正後の条例規定は、この条例の施行の日以後にその期日を告示される選挙について適用し、同日の前日までにその期日を告示された選挙については、従前の例によります。

【参考資料】

朝霞市議会議員及び朝霞市長の選挙における選挙運動用自動車の使用等の公営に関する条例の一部を改正する条例

改正後	改正前
(選挙運動用ビラの作成の公費の支払) 第9条 朝霞市は、候補者（前条の規定による届出をした者に限る。）が同条の契約に基づき当該契約の相手方であるビラの作成を業とする者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成された選挙運動用ビラの1枚当たりの作成単価（当該作成単価が8円38銭を超える場合にあつては、8円38銭）に当該選挙運動用ビラの作成枚数（当該候補者を通じて、法第142条第1項第6号に定める枚数の範囲内のものであることに基づき、委員会が確認したものに限る。）を乗じて得た金額（1円未満の端数がある場合には、その端数は、1円とする。）を第7条後段において準用する第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ビラの作成を業とする者からの請求に基づき、当該ビラの作成を業とする者に対し支払う。	(選挙運動用ビラの作成の公費の支払) 第9条 朝霞市は、候補者（前条の規定による届出をした者に限る。）が同条の契約に基づき当該契約の相手方であるビラの作成を業とする者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成された選挙運動用ビラの1枚当たりの作成単価（当該作成単価が7円73銭を超える場合にあつては、7円73銭）に当該選挙運動用ビラの作成枚数（当該候補者を通じて、法第142条第1項第6号に定める枚数の範囲内のものであることに基づき、委員会が確認したものに限る。）を乗じて得た金額（1円未満の端数がある場合には、その端数は、1円とする。）を第7条後段において準用する第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ビラの作成を業とする者からの請求に基づき、当該ビラの作成を業とする者に対し支払う。
(選挙運動用ビラの作成の公費負担の限度額) 第10条 第7条の規定により選挙運動用ビラを作成する場合の公費負担の限度額は、候補者1人について、8円38銭に選挙運動用ビラの作成枚数（当該作成枚数が法第142条第1項第6号に定める枚数を超える場合には、同号に定める枚数）を乗じて得た金額（1円未満の端数がある場合には、その端数は、1円とする。）とする。	(選挙運動用ビラの作成の公費負担の限度額) 第10条 第7条の規定により選挙運動用ビラを作成する場合の公費負担の限度額は、候補者1人について、7円73銭に選挙運動用ビラの作成枚数（当該作成枚数が法第142条第1項第6号に定める枚数を超える場合には、同号に定める枚数）を乗じて得た金額（1円未満の端数がある場合には、その端数は、1円とする。）とする。
(選挙運動用ポスター作成の公費の支払) 第13条 朝霞市は、候補者（前条の届出をした者に限る。）が同条の契約	(選挙運動用ポスター作成の公費の支払) 第13条 朝霞市は、候補者（前条の届出をした者に限る。）が同条の契約

に基づき当該契約の相手方であるポスターの作成を業とする者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成された選挙運動用ポスターの1枚当たりの作成単価（当該作成単価が、586円88銭に当該選挙が行われる区域におけるポスター掲示場の数を乗じて得た金額に31万6,250円を加えた金額を当該選挙が行われる区域におけるポスター掲示場の数で除して得た金額（1円未満の端数がある場合には、その端数は、1円とする。以下「単価の限度額」という。）を超える場合には、当該単価の限度額）に当該選挙運動用ポスターの作成枚数（当該候補者を通じて当該選挙が行われる区域におけるポスター掲示場の数に1.1を乗じて得た数（1枚未満の端数がある場合には、その端数は、切り捨てる。次条において同じ。）の範囲内のものであることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。）を乗じて得た金額を、第11条後段において準用する第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ポスターの作成を業とする者からの請求に基づき、当該ポスターの作成を業とする者に対し支払う。

に基づき当該契約の相手方であるポスターの作成を業とする者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成された選挙運動用ポスターの1枚当たりの作成単価（当該作成単価が、405円99銭に当該選挙が行われる区域におけるポスター掲示場の数を乗じて得た金額に23万7,188円を加えた金額を当該選挙が行われる区域におけるポスター掲示場の数で除して得た金額（1円未満の端数がある場合には、その端数は、1円とする。以下「単価の限度額」という。）を超える場合には、当該単価の限度額）に当該選挙運動用ポスターの作成枚数（当該候補者を通じて当該選挙が行われる区域におけるポスター掲示場の数に1.1を乗じて得た数（1枚未満の端数がある場合には、その端数は、切り捨てる。次条において同じ。）の範囲内のものであることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。）を乗じて得た金額を、第11条後段において準用する第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ポスターの作成を業とする者からの請求に基づき、当該ポスターの作成を業とする者に対し支払う。